

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和5年度第3回）について

令和6年3月29日

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

(1) 新規… 78件（申請団体数：9県、69市町村）

(2) 変更… 116件（申請団体数：16県、100市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間、寄附の金額の目安 等

今回の認定により、令和6年4月1日現在で効力のある認定計画数は1,715計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は9県、69市町村です。

今回の認定により、令和6年4月1日現在で効力のある認定計画を有する団体は1,644団体（46道府県、1,598市町村）となります。

区分	令和6年4月1日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合 (①)(※)		(参考) 令和5年11月17日現在 (令和5年度第2回認定後) で効力のある認定計画を 有する団体数 (②)	(参考) 増加 (①-②)
	団体数	割合		
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,598	94.3%	1,587	11
計	1,644	94.4%	1,633	11

※制度の対象外となる団体を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和6年度第1回の認定に向けた申請の受付は、令和6年5月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-6257-1421

(別紙1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和6年4月1日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合		令和6年4月1日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計			道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	173	174	96.6%	滋賀県	1	19	20	100.0%
青森県	1	38	39	95.0%	京都府	1	25	26	96.2%
岩手県	1	31	32	93.9%	大阪府	1	40	41	93.0%
宮城県	1	35	36	100.0%	兵庫県	1	40	41	97.6%
秋田県	1	23	24	92.0%	奈良県	1	39	40	100.0%
山形県	1	32	33	91.4%	和歌山県	1	29	30	96.7%
福島県	1	50	51	84.7%	鳥取県	1	18	19	94.7%
茨城県	1	44	45	100.0%	島根県	1	17	18	89.5%
栃木県	1	23	24	92.0%	岡山県	1	27	28	100.0%
群馬県	1	35	36	100.0%	広島県	1	21	22	91.3%
埼玉県	1	58	59	98.3%	山口県	1	19	20	100.0%
千葉県	1	49	50	96.1%	徳島県	1	24	25	100.0%
東京都		16	16	55.2%	香川県	1	16	17	94.1%
神奈川県	1	26	27	96.3%	愛媛県	1	20	21	100.0%
新潟県	1	30	31	100.0%	高知県	1	30	31	88.2%
富山県	1	15	16	100.0%	福岡県	1	57	58	95.0%
石川県	1	19	20	100.0%	佐賀県	1	19	20	95.0%
福井県	1	15	16	88.2%	長崎県	1	21	22	100.0%
山梨県	1	27	28	100.0%	熊本県	1	45	46	100.0%
長野県	1	58	59	75.3%	大分県	1	17	18	94.4%
岐阜県	1	41	42	97.6%	宮崎県	1	26	27	100.0%
静岡県	1	35	36	100.0%	鹿児島県	1	41	42	95.3%
愛知県	1	52	53	96.3%	沖縄県	1	37	38	90.2%
三重県	1	26	27	89.7%	合計	46	1,598	1,644	94.3%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和5年度第3回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	中頓別町、鹿追町、標津町
岩手県	大船渡市、花巻市、滝沢市、矢巾町、大槌町
宮城県	仙台市
秋田県	仙北市、東成瀬村
山形県	中山町、西川町、金山町
福島県	須賀川市、本宮市、浅川町
茨城県	古河市、潮来市、稲敷市
栃木県	那珂川町
群馬県	草津町
埼玉県	新座市、横瀬町
千葉県	千葉県
東京都	昭島市、日の出町
神奈川県	神奈川県、横浜市、平塚市、座間市、南足柄市
新潟県	関川村
石川県	石川県
福井県	福井市、鯖江市、越前市
山梨県	山梨県、富士吉田市、韮崎市
長野県	岡谷市、塩尻市
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、瑞浪市、垂井町、御嵩町、白川村
静岡県	静岡県、富士市
愛知県	愛知県、安城市、尾張旭市、大治町
三重県	鈴鹿市、志摩市
滋賀県	長浜市、近江八幡市
京都府	木津川市

大阪府	吹田市、藤井寺市
兵庫県	西宮市、相生市、川西市
奈良県	生駒市
広島県	三原市
山口県	山口県
香川県	高松市
福岡県	北九州市、篠栗町
長崎県	佐世保市
熊本県	熊本市
大分県	日田市
鹿児島県	鹿児島県、大崎町
沖縄県	沖縄県、沖縄市

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和5年度第3回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	苫小牧市、滝川市、伊達市、北広島市、鹿部町、森町、倶知安町、津別町、鹿追町、中札内村、更別村、広尾町、浦幌町
青森県	七戸町
岩手県	岩手県、大船渡市、住田町、田野畑村
宮城県	大郷町
秋田県	秋田県、仙北市
福島県	福島市、会津若松市、須賀川市、桑折町、国見町
茨城県	茨城県、古河市、潮来市
栃木県	栃木県、宇都宮市、野木町
群馬県	群馬県、前橋市、桐生市
埼玉県	埼玉県、上尾市
千葉県	千葉県、茂原市、横芝光町
神奈川県	神奈川県、横浜市、愛川町
新潟県	佐渡市、聖籠町、粟島浦村
富山県	富山市、射水市
石川県	石川県、輪島市、野々市市、志賀町
福井県	福井市、鯖江市、越前市
山梨県	山梨県、富士吉田市、韮崎市、身延町
長野県	上田市
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、山県市、海津市、垂井町、池田町、北方町
静岡県	静岡県、島田市、富士市
愛知県	愛知県、一宮市、江南市、尾張旭市、北名古屋市
三重県	志摩市
滋賀県	長浜市、高島市

京都府	向日市、木津川市
大阪府	吹田市、寝屋川市
兵庫県	西宮市、佐用町
奈良県	橿原市、生駒市
和歌山県	高野町
島根県	大田市
岡山県	笠岡市、美作市
広島県	三原市
山口県	山口県
徳島県	鳴門市、小松島市、阿南市
香川県	高松市
高知県	高知市、中土佐町
福岡県	北九州市、久留米市、筑後市
佐賀県	基山町
長崎県	佐世保市
熊本県	熊本県、荒尾市
大分県	由布市
宮崎県	高鍋町
鹿児島県	鹿児島県、鹿児島市、指宿市、日置市
沖縄県	沖縄県、沖縄市、中城村、伊平屋村

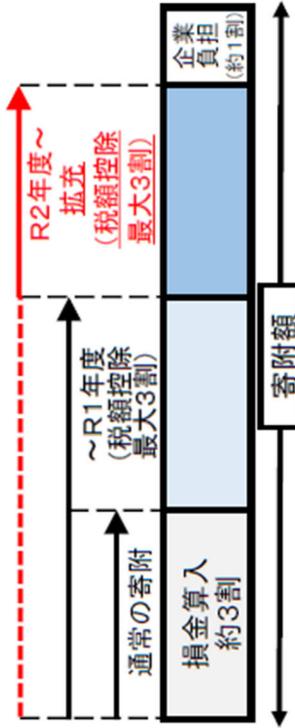
企業版ふるさと納税

参考

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

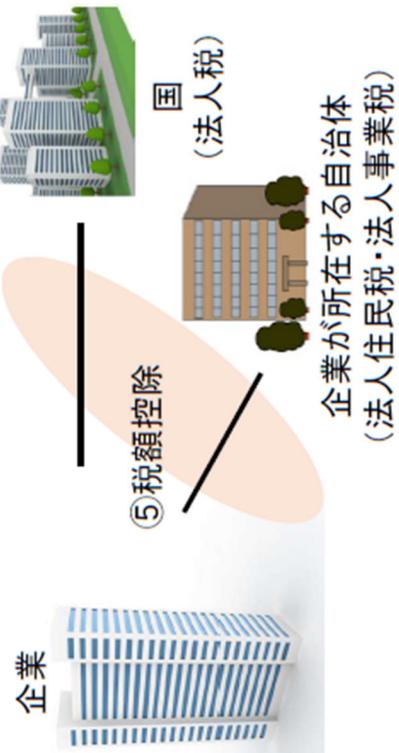
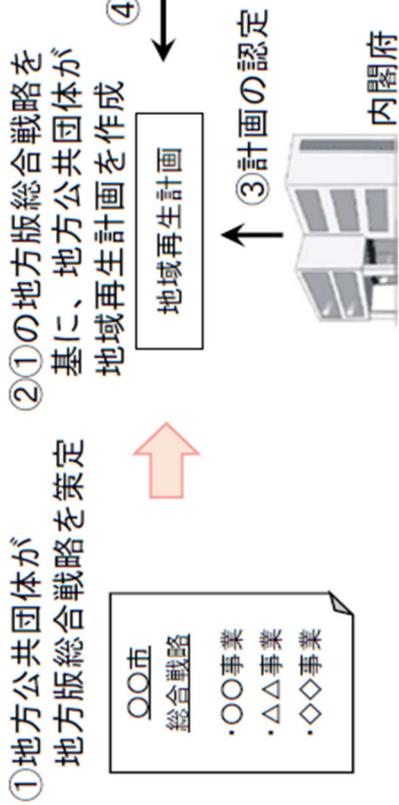
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,598市町村(令和6年4月1日時点)